

社会福祉法人若美福祉会 障害者支援施設ひまわり苑

感染対策に関する指針

障害者支援施設ひまわり苑は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル、感染症業務継続計画（BCP）などの規程、マニュアル及び社会的規範を遵守するとともに、施設における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 感染対策委員会を設置、運営し、適正な感染予防、再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ることを目的とした感染対策指針を整備する。また、日常支援にかかる感染管理として、以下の項目を定める。
 - イ 利用者の健康管理
 - ロ 職員の健康管理
 - ハ 標準的な感染予防策
 - ニ 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の研修（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を

対象に年2回以上の訓練を定期的実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し指針の更新を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに発生状況の把握に努める。

- ② 感染事例等が発生後は、感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。

- イ 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ロ 消毒
- ハ ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ 濃厚接触者への対応 など

- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続計画（BCP）等に則り、以下の医療機関や保健所、行政関係機関との連携のために速やかに報告を行う。

- イ 嘱託医： 香曾我部秀雄（香曾我部医院）
- ロ 保健所： 秋田中央保健所
- ハ 指定権者： 秋田県健康福祉部障害福祉課 など

- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続計画（BCP）等に則り、以下の関係者への連絡を速やかに行う。

- イ 感染対策委員会
（加賀谷卓副管理者、柴田美由紀看護師、大淵義則総務係長、他委員）
- ロ 利用者家族 など

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

感染対策（危機管理）委員会（令和6年度）

	氏名	職名	備考
委員長	吉田 和喜	管 理 者	施設内の統括
委 員	加賀谷 卓	副管理者	支援現場の統括（男子棟）
”	児玉 孝之	支 援 長	支援班（男子棟）
”	小玉 聖子	支 援 長	支援班（女子棟）
”	芳賀 公子	支援次長	支援班（女子棟）
”	大淵 義則	総務係長	総務課
”	柴田美由紀	看 護 師	医務保健科
”	天野 芽依	栄 養 士	給食栄養科